

杉戸町風しん任意予防接種費用助成金制度のご案内

(令和2年1月開始)

風しんウイルスに胎児が感染することにより引き起こされる「先天性風しん症候群」を予防するため、風しんの感染予防を目的として「風しん任意予防接種」を受けた方に接種費用の一部を助成する制度です。

対象者

杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん



- ◎予防接種を受けた日において、杉戸町の住民であること
 - ◎次のいずれかに該当し、かつ、風しん抗体検査を受けて、その結果、抗体価が低いと判定された方※
 - ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性
 - ② ①の同居者
 - ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者
- ※抗体価が低いとは、風しん抗体検査で抗体価が次に該当した方
「HI法 32倍未満」または「EIA法 EIA価8.0未満」
- ★ただし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、風しん抗体検査の結果が風しん第5期定期予防接種の基準に該当する方は除く
- ★この助成金の交付回数は、対象者につき1回
- ★令和2年1月1日以降に受けた予防接種が対象

助成金の額について

1回3,000円 ※ただし、生活保護受給者は全額助成

助成金交付までの流れについて

※予防接種が済んでから

(1) 【申請者】

- ①保健センターへ連絡する
- ②以下の書類を保健センターへ提出する（申請書類は保健センターで配付）

〈提出書類〉・「風しん任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」（押印・振込先記載必要）
・風しん予防接種を受けたことを証明する書類（予診票、予防接種済証等）
・医療機関が発行した領収書原本（明細書も添付）
・風しん抗体検査結果がわかる書類
・上記「対象者③」に該当する方は、妊婦の母子健康手帳（コピー可）と妊婦の抗体検査の結果がわかる書類（コピー可）

※申請は接種後1年以内に行ってください。

(2) 【保健センター】

- ①書類を確認審査し、「交付・不交付決定通知書」を申請者あてに郵送する
- ②助成金を指定の口座に振り込む（申請から1ヵ月以内を予定）

申請書提出先
問合せ先
メールアドレス

杉戸町健康支援課（保健センター）
電話 0480-34-1188 FAX 0480-34-1176
kenkoshien@town.sugito.lg.jp

